

第 35 回政策評価審議会（第 37 回政策評価制度部会との合同） 議事要旨

- 1 日 時 令和 5 年 12 月 13 日（水）13 時 30 分から 15 時 00 分
- 2 場 所
合同庁舎第 2 号館省議室（Web 会議併用）
- 3 出席者
(委員)
岡素之会長、森田朗会長代理、伊藤由希子委員、亀井善太郎委員、横田響子委員、大橋弘臨時委員

(総務省)
鈴木総務大臣、馬場総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、堀江総務審議官、菅原行政評価局長、原嶋大臣官房審議官、阿向大臣官房審議官、渡邊総務課長、渡邊企画課長・政策評価課長、夏目政策評価課企画官、玉置評価監視官、山本評価監視官、清水評価監視官、原屋調査官
- 4 議 題
 - 1 政策評価制度の見直し後の取組等について
 - 2 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
 - 3 最近実施した行政運営改善調査の結果について
- 5 資 料
資料 1－1 政策評価・効果分析事例集～政策評価の機能発揮のためのガイドライン～
資料 1－2 規制導入の政策評価に関する課題と対応案について
資料 1－3 令和 5 年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
資料 2 生活道路における交通安全対策に関する政策評価
資料 3 行政運営改善調査結果概要（令和 5 年 7 月～9 月）
参考資料 1 規制の評価書様式上の見直しの論点
参考資料 2 行政運営改善調査について
- 6 会議経過（○：委員発言、●：事務局発言）
 - (1) 鈴木総務大臣、馬場総務副大臣、長谷川総務大臣政務官から挨拶が行われた。
 - (2) 事務局から議題 1 について資料 1－1～3 に沿って説明が行われ、その後意

見交換が行われた。概要は以下のとおり。

〈資料1－1について〉

- 政府全体で早く共有し、アジャイルに進めることが重要である。これからは、カバーできていない点に広げていくことに加えて、次のステップを考えていくことも重要であり、特にデータ収集の在り方を考える必要がある。データは、精度の高い意思決定をするために集めるという考え方であり、闇雲に資源を使ってデータを集めるものではない。これまでの知見を基に、「これくらいでいい」ということを示していくことを考えたかどうか。
- 入り口として入りやすい部分からまとめたという点で、非常に参考になるものだろう。他方で、一つ一つを反映していくと大部になっていくと考えられるところ、今後も参考例を厚くしていく方向でいくのか、それとも事例を束ねた本質的なガイドにつなげていくのか、出口の方向性を考えるべきではないか。
- 早々に各府省に共有し、バージョンアップをしていくという進め方は非常に良く、各府省のユーザーにとって、実際に取り組む際の考え方の構造に沿った構成になっていることも評価している。
- アクティビティを10通りに分類しているが、各府省の担当者が類似の事業の記載を参考にしやすいといった観点から、各レビューシートがどのアクティビティに該当するかを紐付けられないか。
- 現場が主体性を持って自らの政策を良くするために評価をするという方向性について、理解をしていただけているような事例が出てきている。この動きを促進し、現場に主体性を持たせ、役に立つ政策評価制度を目指すということを徹底して欲しい。

〈資料1－2について〉

- 規制の導入は、便益と負担の単純な比較考量のみで結論が出るものではなく、課題の解消・予防の程度や遵守費用の程度を定量化した上で比較考量し、様々な要素を考慮しながら社会的なコンセンサスを醸成していくことが重要。また、事後評価において規制の影響が想定どおりだったのか否かを客観的に判断するためにも、その本来の役割、位置付けを明確にすべき。今後、新たなガイドライン等に基づく各府省の取組を総務省が伴走型で支援することで規制導入の検討に有意義な評価活動を行うことができるのではないかと。
- 上記に関連し、規制に係る政策評価についても、基本は他の政策と同じく、効果の発現経路をしっかりと詰めることが重要である。その上で、規制の場合はトレードオフが発生する可能性が非常に高く、それを自覚し、小さくする工夫を行うプロセスを入れることが重要。トレードオフについては、金銭面だけを見るのは十分でなく、何が制限されるのか、積極的にリストアップするよう仕向けていくべきではないか。

- 導入時の評価だけではなく、緩和や撤廃も同様に評価を行うべきではないか。
- 規制について、その導入に時間がかかってしまう事例も見られるが、導入に係るスピード感についても評価の観点に加えるべきではないか。

〈資料1－3について〉

- 毎年同じ課題を指摘している傾向があるので、もっと評価自体の考え方を伝えた方が良いのではないか。政策評価制度の見直しの考え方を、こちらにも採用するべきではないか。

〈その他〉

- 今回の説明を聞いて、数年前に比べると格段の変化があったと感じている。政策評価という取組について、各府省がより良いものを作るためにこの制度を使うという理解が広まってきたのは大きな成果であり、この努力を続けていただきたい。その上で、その先を考えた場合、社会的な課題があるときに、国民や企業の行動変容を求めるものを「政策」だとすると、社会の変化を促すツールとして、規制、経済的なインセンティブ、情報発信が3つの大きな類型になる。それらのツールをどう組み合わせたら良いのかについては様々な可能性があるところ、規制ワーキンググループのように課題を限定すると、政策の在り方が限定されるおそれがある。目的達成のためのツールをどう組み合わせるのかという発想をこれから取り入れて、多角的・多面的な政策評価を志していただけると良いのではないか。
- EBPM は非常に重要であるが、エビデンスが常に明確に存在しているわけではないことに留意いただきたい。エビデンスのベースになるロジックを立て、それを裏付けるデータを集めることが重要。そのようなデータをどうやって集めるのかということを考えなければならない。

(3) 事務局から議題2について資料2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 交通安全対策は複数省庁にまたがって対策が講じられているところ、今回実施する調査の結果、有効な対策については、その対策の予算の配分について何かしらの示唆を与え得るのか。
- 交通安全対策は、様々な主体により様々なツールを使って講じられているため、今回実施する調査できれいに対策の効果が出てこないかもしれないが、現場における実際的な取組が、どのように成果が出ているのかを整理し、どういった点がポイントになるかを抽出することが重要。そのポイントは必ずしも予算というわけではなく、規制や国からの情報提供かもしれない。まずは我々で分析してみて、現場における取組に対して国レベルで何かすべきことが出てくれば、その点を改善すべきとつながっていくのではないか。現段階で何か見えて

いるわけではなく、実地調査をした上で整理していきたい。

- 議題1の意見を聞きながら、今回実施する調査について考えたとき、今回の分析評価の枠組みの中で現在の技術革新の要素が欠けていると思った。現在では損害保険会社から、危険運転をするトラックやバスの事業者に対し警告をし、保険料を上げるといったディスインセンティブの提供をするような、ドライブレコーダーと保険をセットにした商品が出てきており、現在このように予防的に保険を機能させようとする技術革新がすごく進んでいると承知している。今回の話だと、次期交通安全基本計画という形で、市町村レベルの方で反映させていこうという話だが、一方で、自動車を取り巻く各種産業に対して様々なイノベーションを促していくほうが、もしかするとインパクトが大きいのかもしれない。これからはっかく調査・分析するのであれば、その点を盛り込んでいただき、例えば、そのような保険については税制優遇するというような政策が生まれるような評価をしていただくと、非常に建設的な評価になるのではないかと。
- 色々な声も出てくると思うが、まさに委員がおっしゃったようなドライブレコーダーやビッグデータを活用した取組などで交通事故が減少しているという状況があると思うので、視野を広げながら調査を進めていきたい。
- 事務局からの説明で、視野を広げながらという説明があったが、これはすごく重要だと思う。まず現場に行き、自ら調査するという行政運営改善調査は、学ぶことも相当あり、前回は太陽光の調査で伺ったはずだが、改めて大変ユニークな取組だと思う。だからこそ、今回実施する調査は、警察庁などがすでに知っていることを上塗りすることはもったいなく、警察庁などから出てこないようなアイデアも出せるのではないかと。先ほど、保険の税制優遇について意見があったが、私は生活道路を走る車に対しては、保険料は上げるみたいなことなのかなと思っていた。また、海外では、都市の在り方を考えて、車を入れない地区があったりすることがあると思う。そうすると事故がなくなる代わりに利便性に欠くかもしれないが、このように都市の在り方での議論や、そういうことが車の所有者に対してどういうインセンティブを与えるかなど、色々な論点の入り口というのがあると思う。安全対策に資する政策評価をするということだが、良い機会なので、発想豊かにやっていただきたい。
- 走行速度を30キロ以下に制限したり、進入禁止にしたり、保険料を上げるというのは、広い意味でいうと、権利の制限とか義務の賦課であるとか、行動の制限になる。これは規制という観点からも議論すべき話と思うが、規制だけ切り出してもしょうがないということは指摘させていただく。
- 資料2の中に、「ルールの厳守が基本」との記載がありほっとしている。事故が起きたときの実態調査の内容を、ルール違反があったかという視点で調べていただくと、おそらく多くのケースはルール違反が絡んでいると思う。特に最近では自転車や電動キックボードといった移動の手段が増えてきて、余計この間

題が大きくなる。是非ルールというものを今回実施する調査の中で重きを置いてはどうか。

(4) 事務局から議題3について資料3に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 調査結果のうち、一人暮らしの高齢者に対する見守り活動、身元保証等高齢者サポート事業、墓地行政については、高齢化社会のひずみとして関連して生じている問題であり、調査として取り上げることは重要であるが、これらの調査結果がニュース報道や自治体レベルの改善につながっているかという点、まだまだではないか。調査結果を生かすための出口戦略を考えるとともに、所管行政の改善を指摘するだけでなく、民間の力を活用していくような新しい知恵出しについて問いかけていくことも重要である。

以上

(文責：総務省行政評価局)